処分基準(公表用)

様式第4号

所管部(局)・課 男女参画こども局・こども未来課

法令名		佐賀県青少年健全育成条例			法令番号	昭和52年条例第24号			
手続名		深夜興行等への立	入禁止			根拠条項	第21条第1項		
処分基準				に青少年が立ち入っ	た場合。				
対応区分		の実施 の機会の付与	処理 機関 こども	未来課	交付機関	こども未来課		目次 No.	6